

台風、地震等の自然災害・Jアラート時の対応について

菊川市立堀之内小学校

I 特別警報または台風の接近に伴い、児童の登下校に危険が予想される場合

【前日の対応】

- (1) 明日の「給食の有無」と、「休校」、「自宅待機」、「通常登校」を菊川市教育委員会と菊川市校長会が決定する。
(給食については、台風接近が月曜日の場合は、金曜日の決定もある。)
- (2) 学校は、「(1)の決定事項」を各家庭にメール連絡する。

【当日の対応】

- (1) 「休校」、「遅らせての登校」、「通常登校」を、市教育委員会と市校長会が決定し、午前6時30分までに各家庭にメール連絡する。
- (2) 「遅らせての登校」の場合は、職員が通学路の安全点検を行い、通学路や天候の状況に応じて、見守りをする。
- (3) 冠水や強風等で危険な場合は、「休校」とする場合もある。その場合は、再度、各家庭にメール連絡する。

2 台風の接近を伴わない大雨警報・洪水警報等の発令の場合

- (1) 登校に危険が伴うことが予想された場合は、「I」の台風の場合に準じて学校で判断し、午前6時30分までに各家庭にメール連絡する。
- (2) 無理な登校を避け、安全な登校ができるようにする。この場合には、遅刻等の扱いにはならない。

3 登校時に、雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりした場合

- (1) 安全を第一に考え、保護者の判断で「児童を自宅で待機させる」、「おさまった後、遅れて登校させる」等の対応をする。
- (2) 保護者の判断で、待機により登校時間を過ぎて登校することになった場合は、遅刻等の扱いにはならない。
※保護者は、「雷が鳴っていたため自宅で待機していた」という旨をリーバーで学校へ連絡する。

4 登校時に、突然のゲリラ豪雨や突風等が起きた場合、または起きると予想される場合

上記3「登校時に、雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりした場合」と同じ。

5 児童が学校いるときに、風水害に係る避難に関する情報が出された場合

- ・授業を中止する。
- ・状況に応じて、集団下校か保護者への引渡しかを判断し、各家庭にメール連絡する。
- ・引渡しができない児童は、学校に留め置く。
- ・引渡しは、原則、各教室で行う。

6 下校時間帯に、雷やゲリラ豪雨、突風等が起きた場合や起きると予想される場合

- ・下校を一時見合わせ、屋内で待機させる。学校内で待機させる場合は、各家庭にメール連絡する。
- ・その後の対応（保護者引渡しを含む）について、各家庭にメール連絡する。

7 地震発生時

状況	対応
児童が学校にいる場合	保護者が迎えに来る。（引き渡し）
児童が登下校の途中の場合	原則として速やかに帰宅する。 ただし、学校のすぐ近くにいる時は、学校へ避難する。

8 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合

南海トラフ地震臨時情報	在校中における防災対応等
調査中	原則として平常の活動を継続する。
巨大地震警戒	(1) 原則として通常授業をする。 (2) 状況に応じて、授業を中止して下校する。
巨大地震注意	原則として通常授業をする。
調査終了	原則として平常の活動を継続する。

9 原子力災害発生時

- ・直ちに教育活動を中止する。
- ・学校の対応を保護者に連絡する。（事態に応じて、下校または引渡し）
- ・下校または引渡しができない児童は学校等に留め置く。

10 Jアラート警報時

状況	対応
児童が家にいる場合	登校前の児童は、自宅待機する。 授業開始を遅らせる等の場合は、メール連絡する。
児童が学校にいる場合	校舎や体育館等の屋内で待機する。
児童が登下校の途中の場合	近くの建物に避難する。 家の近くにいる場合は家へ、学校に近ければ学校に避難する。